

西横浜国際総合病院 面会規程

（目的）

第1条 本規程は、入院患者への面会について必要事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、患者の権利を尊重し、入院患者の療養の質向上、治療療養意欲向上等を図ることを目的とする。

（面会時間）

第2条 面会時間は 14時から19時までとします。

ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医、看護師長が認める場合はその限りではない。

（面会の条件）

第3条 面会者が下記の条件を遵守する。

1. 面会者は不織布マスクを装着し、病室前の手指消毒剤で手指消毒を行って入室する。
2. 面会者に発熱、咳、鼻水、咽頭痛、痰、下痢、嘔吐、感染症が疑われる発疹が無い。
3. 病棟内の面会場所は、病室内、デイルームとする。

（面会中の遵守事項）

第4条 面会中は下記の事項を遵守する。

1. 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないように努める。
2. 病室、デイルームでの飲食は行わない。
3. 患者に見舞い品として飲食物を持ち込む場合は、病棟職員に許可を得る。
4. 患者にお見舞い品として、生植物は持ち込まない。
5. 酒気帯びの面会はしない、また病院敷地内での喫煙・飲酒・その他公序良俗に反する行為は行わない。
6. 入院患者や職員に対して迷惑となる行為（暴言・暴力・ハラスメント等）を行わない。
7. 病院内で許可なく写真・動画撮影および録音はしない。また、許可を得た場合でも、SNS等に掲載することはしない。

第3条及び第4条に違反した場合は、看護師長、あるいは看護師長代行者が、直ちにその面会を中止することができる。

（面会制限）

第5条 面会制限は記の通りとする。

1. 主治医が患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行う事が不適切と判断した場合。
2. 入院患者が入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
3. 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

（周知方法）

第6条 本規程は以下の方法によって患者、家族等の面会者に周知を行う。

1. 入院時の説明
2. 院内掲示
3. 病院ホームページ

附則 この規程は 2026 年 8 月 12 日から施行する。 以上

2026 年 8 月 12 日
病 院 長
看 護 部 長